

平成19年度より新しい対策が実施されます 農地・水・環境保全向上対策

国では、農業者と非農業者が一緒になって、農地や農業用水などの資源保全や環境保全に取り組む地区を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度から実施します。

この対策の特徴は、農業者だけではなく農業を営んでいない方も一緒に事業を進めるところにあります。組織を作り事業計画を策定し、一定以上の活動を実施した場合に共同活動への支援として交付金が交付されます。なお、中山間地域等直接支払制度を実施している地域についても取り組むことができます。

交付金（10aあたりの年額）

水田	畑	草地
4,400円	2,800円	400円

※交付金は農振農用地の面積により算出

※財源は国 1/2、県 1/4、町 1/4

活動計画の例

		点検・準備	計画・啓発	実践活動	
誘導部分	農地・水 向上 (施設の 長寿命化 など)	施設の寿命を縮める 劣化がないか点検 	きめ細かな補修、保 全の役割分担 	破損部分をこ まめに補修 	ゲートの保守 管理の徹底 
	農村環境 向上 (生態系保全、 景観形成 など)	地域住民やNPO等 を交えた話し合い 	地域全体への啓発・ 普及 	生き物調査 の実施 	水路沿いに 花の植付 
基礎部分	資源の 適切な 保安全管理	施設の機能に支障が 生じていないか点検 	実践活動の年間計画 を策定 	水路の江ざら い、草刈り 	農道への砂 利の補充 

上記の共同活動支援を受ける地域で、さらに化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に地域で取り組む場合には、営農活動への支援が受けられます。

事業の背景

農地や農業用水などの資源は、食糧生産ということだけではなく、貯水機能や保健休養機能など多面的機能の役割を果たしています。しかし、農家の高齢化、非農家との混住化の進行などにより、農村地域・集落の「まとまり」が弱まり、農業者だけではこれらの資源を守ることができなくなっています。

このため、こうした資源の恩恵を受けている農業者だけではなく地域ぐるみで資源や環境を守っていこうというものです。